役員等報酬に関する規程

社会福祉法人　長寿の森

役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人長寿の森（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものである。

（常勤役員等の報酬）

第２条　常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。

（非常勤役員等の報酬）

第３条　非常勤役員等については、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて報酬等を支給することができる。

（理事長、副理事長、常務理事、非常勤役員の報酬）

第４条　理事長、副理事長、常務理事、非常勤役員については、各々、月額報酬 500,000 円の上限範囲内で支給することができ、その額については理事会において決定する。月額報酬として支給した場合は、別表 1、別表 2、別表 3 の報酬は支給しない。ただし旅費等は実費で支給することができる。また、月額報酬として支給しない場合は、別表 1、別表 2、別表 3 に基づいて支給することができる。

（報酬等の額の算定方法）

第５条　報酬等の額は、次の各項による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

１　理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席した場合については、別表 1 により報酬及び旅費を支払うことができる。

２　法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び旅費を支払うことができる。

３　法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給することができる。

ア．　旅費は、実費を支給する。

イ．　業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

ウ．　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

エ．　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（決算賞与）

第６条　理事に対して、常勤非常勤を問わず、計算書類における経常増減差額が、黒字かつ当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内で、経常増減差額の 5%を上限額とし、評議員会により定められた理事報酬の総額の範囲内で、決算賞与として支給することができる。その額については理事会において決定する。

（報酬等の上限額）

第７条　当法人の理事、監事及び評議員に対する、各年度における報酬等の上限総額は次のとおりとする。

全理事　　3,000 万円以内

全監事　　100 万円以内

全評議員　150 万円以内

（報酬等の支給方法）

第８条　理事長、副理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日までとする。但し、当日土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

２　非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接その全額を支払う。

３　決算賞与の支給時期は、毎年 7 月とする。

４　報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

５　報酬等は、通貨により本人に（死亡により退任した者にあっては、その遺族に）支給する。ただし、本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできる。

（端数の処理）

第９条　この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

（公表）

第１０条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第１１条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改正）

第１２条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規定は、平成 21 年 12 月 5 日より施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 24 日より施行する。

この規定は　令和 8 年 7 月 1 日より施行する。

別表１

名　　称	金　　額
理事会出席報酬	１０，０００円
評議員会出席報酬	１０，０００円
評議員・選任解任委員会出席報酬	１０，０００円

※旅費は実費額を支給する。

別表２

名　　称	業務時間	金　　額
理事 業務報酬	４時間未満	２０，０００円
	４時間以上 ８時間未満	３０，０００円
	８時間以上	４０，０００円
評議員 業務報酬	４時間未満	２０，０００円
	４時間以上 ８時間未満	３０，０００円
	８時間以上	４０，０００円
監事監査 指導報酬等	４時間未満	２０，０００円
	４時間以上 ８時間未満	３０，０００円
	８時間以上	４０，０００円

※旅費は実費額を支給する。

別表３

旅　　費	宿泊費（上限）	報酬（１日）	その他
実　　費	２０，０００円	２０，０００円	実　　費